

独立行政法人医薬基盤研究所公的研究費運営・管理規程

平成20年2月25日

20規程第4号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人医薬基盤研究所（以下「研究所」という。）における公的研究費の管理に関して必要な事項を定め、もって、公的研究費の適正な取り扱いを確保することを目的とする。

(対象となる研究費)

第2条 この規程における公的研究費とは、各省各庁、独立行政法人及び地方公共団体等から配分される競争的資金等であって、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文科科学大臣決定）の別紙「競争的資金等一覧」に掲げるもの
- (2) 厚生労働科学研究費補助金

(最高管理責任者)

第3条 公的研究費の運営・管理について研究所全体を統括する権限を有し、最終責任を負う者として最高管理責任者を置く。

- 2 最高管理責任者は、理事長をもって充てる。
- 3 最高管理責任者は、統括管理責任者及び管理責任者が公的研究費の運営・管理を適切に行うことができるよう、率先して不正防止に努めるとともに、必要な措置を講じるものとする。

(統括管理責任者)

第4条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について研究所全体を統括する者として、統括管理責任者を置く。

- 2 統括管理責任者は、総務部長をもって充てる。

(管理責任者)

第5条 研究所の各組織における公的研究費の運営・管理について責任を負う者として、管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、別表の組織区分ごとに、同表の管理責任者欄に掲げる者とする。
- 3 管理責任者は、所管する組織において、公的研究費を使用する研究の進捗管理及び予算執行管理を行うとともに、不正行為を防止するよう努めるものとする。

(資金執行上の責任)

第6条 公的研究費の執行上の責任者は、当該公的研究費の交付を受けた研究者及び当該研究者から枠を限定して配分を受けた者とする。

(行動規範)

第7条 最高管理責任者は、研究者及び事務職員の行動規範を策定するものとする。

- 2 最高管理責任者は、研究者及び事務職員に対して、不正行為の防止について意識向上を図るため、研修会の開催その他の必要な措置を講じるものとする。

(不正防止計画)

第8条 最高管理責任者は、公的研究費の適正な使用を徹底し、不正防止に向けた運営・管理体制を整備するため、不正防止計画を策定するものとする。

- 2 管理責任者その他の研究所職員は、不正防止計画の実施を図らなければならない。
- 3 統括管理責任者は、毎年度、不正防止計画の実施状況を取りまとめ、最高管理責任者に報告するとともに、必要に応じて、管理責任者その他の研究所職員に対して改善を指導するものとする。

(不正防止推進室)

第9条 研究所全体の観点から不正防止計画の推進を担当する部署として、不正防止推進室を置く。

- 2 不正防止推進室は、庶務課とする。
- 3 不正防止推進室は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 不正防止計画の実施を推進し、関係部局と協力して不正発生要因に対する改善策を講じること
 - (2) 研究者及び事務職員への行動規範の周知及び徹底を図るための方策を講じること
 - (3) その他必要な事項に関すること

(公的研究費の適切な運営・管理)

第10条 統括管理責任者は、公的研究費の適正な運営・管理のために、必要に応じて各部局長等と協力して、次の各号に掲げる事項について必要な措置を講じるものとする。

- (1) 予算の執行状況及び研究計画の遂行状況の検証に関すること
- (2) 支出財源の明確化及び予算執行状況の把握に関すること
- (3) 研究者と業者の癒着を防止する対策に関すること
- (4) 有効に機能する発注・検収業務の仕組みの構築・運営に関すること
- (5) 納品検収、非常勤雇用者の勤務状況確認その他の研究費管理体制の整備に関すること

(経理事務の準拠規則)

第11条 公的研究費に係る契約、旅費支給、給与・謝金支給等の経理に関する取扱いは、別に定める場合のほか、独立行政法人医薬基盤研究所会計規程（平成17年17規程第7号）及び同規程に基づく要領等の規定に準じて取り扱うものとする。

(相談受付窓口)

第12条 研究所における公的研究費の使用に関する制度・ルール・事務処理手続き等に関する研究所内外からの相談受付窓口を、会計課に置く。

- 2 相談受付窓口の長は、公的研究費に係る事務処理手続きに関するマニュアル（以下、「公的研究費事務処理要領」という。）を作成し、全研究者及び事務職員へ分かりやすい形で周知を図るものとする。
- 3 相談受付窓口の長は、相談受付窓口の場所、連絡先、受付の方法等について、公的研究費事務処理要領、研究所のホームページ等を通じて研究所内外に周知するものとする。

（通報窓口）

- 第13条 研究所における公的研究費の使用・管理に関する通報を受け付ける窓口を、庶務課に置く。
- 2 通報窓口の長は、告発窓口の場所、連絡先、受付の方法等について、公的研究費事務処理要領、研究所のホームページ等を通じて研究所内外に周知するものとする。
 - 3 通報窓口の長は、不正行為に関する通報を受けたときは、速やかに、最高管理責任者に報告しなければならない。
 - 4 最高管理責任者は、前項の報告を受けた場合その他の場合であつて、必要があると認めるときは、次条に規定する公的研究費調査委員会を招集し、公的研究費の管理等に関する調査を行うものとする。
 - 5 この規程に基づき通報を行った者については、独立行政法人医薬基盤研究所公益通報者保護規程（平成20年20規程第2号）第3章の規定を準用する。

（調査委員会）

- 第14条 公的研究費の使用に関して調査等を行う機関として、公的研究費調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。
- 2 調査委員会の構成その他調査委員会に関し必要な事項は、最高管理責任者が別に定める。

（モニタリング及び監査体制）

- 第15条 最高管理責任者は、公的研究費の適正な運営・管理のため、モニタリング及び監査が有効に機能する体制を整備するものとする。
- 2 内部監査は、次の各号に掲げる事項に留意して監査等を実施するものとする。
 - (1) 会計書類の形式的要件等の財務情報に対するチェックのほか、公的研究費の運営・管理体制の不備について検証を行うこと
 - (2) 不正発生要因に応じた内部監査を実施すること
 - (3) 監事及び会計監査人との連携を強化すること

附 則

この規程は、平成20年2月25日から施行する。

別表（第5条関係）

組織区分	管理責任者
基盤的研究部の各プロジェクト	プロジェクトリーダー
生物資源研究部の各室	研究リーダー
薬用植物資源研究センター	センター長
霊長類医科学研究センター	センター長